

麓山風力合同会社
「(仮称) 葛尾・風越風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月30日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 葛尾・風越風力発電事業環境影響評価方法書について、麓山風力合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県葛尾村、浪江町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大21,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年10月5日
環境大臣意見受理	令和2年12月11日
経済産業大臣意見発出	令和2年12月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年3月29日
福島県知事意見受理	令和3年7月14日
経済産業大臣勧告発出	令和3年7月30日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

麓山風力合同会社
「(仮称) 葛尾・風越風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中的風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、希少な動植物の生息・生育地となっている可能性があることから、これらに対する調査を実施する際には、調査方法及び調査範囲等が適切に設定されるように行うこと。
3. 生態系の典型性注目種については、飛翔性動物群の追加など、生息する動物等の状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)